

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

余良縣公報

目次

八〇

- 肥料の登録の有効期間の更新
○都市計画の変更に係る図書の写し
○地籍調査の成果の認証
○平成十四年度林業改良指導員資格

○開発行為に関する工事の完了
○右 同

○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

○試験の合格者

（告示）
（公 告）
（公 安 委 員 会 告 示）
（告）
（公 告）
（告示）
（告）

〈公安委員会告示〉

三 二 二
総覽に供する。
平成十四年十一月二十六日

奈良県知事 柿本善也

第四百五	(奈良県)	登録番号
蒸製骨粉	類	肥料の種
二一・〇	称	肥料の名
窒素全量	(%)	保証成分量
該当なし	規格	その他の
平成十七		有効期限
鳥山孝宣	び住所	生産業者の氏名又は名称及

奈良県告示第四百四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百三
おり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成十四年十一月二十六日

奈良県知事 柿本善也

一 調査を行つた者の名称

平成十四年十一月二十六日

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、山添村及び都祁村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成八年七月二十五日から平成十四年五月三十日まで
平成五年七月十六日から平成十四年三月六日まで

山辺郡山添村地籍図及び地籍簿
山辺郡都祁村地籍図及び地籍簿

山辺郡山添村大字勝原の一部の地域

		号
	蒸製骨粉	
二一〇	りん酸全量	四・〇
一日	年八月十	
一	一八六番地の	樺原市四分町

二十六	二十二	十八	十五	十三	九	七	五	三	一	受験番号	氏名	山辺郡都祁村上深川の一部 認証年月日
前田英己	松谷直己	大上良平	梅本和幸	大辻昭夫	東村豊史	宮崎祐子	貴田芳之	中森重樹	中村義久	受験番号	氏名	平成十四年十月二十八日及び同月二十九日に実施した平成十四年度林業改良指導員資格試験の合格者は、次のとおりです。
二十七	二十三	二十	十六	十四	十二	八	六	四	二	受験番号	氏名	平成十四年十一月二十六日
谷本光弘	小谷真司	久保博志	諏訪和沖	大西利実	今西道孝	東原貴志	西本隆晃	中井理仁	吉村正樹	受験番号	氏名	奈良県知事 柿本善也

一 許可番号 平成十四年十月九日高土第一四一一号	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。 平成十四年十一月二十六日	奈良県知事 柿本善也	二十八 山本和史 二十九 岩城美知子	三十二 川口有香子 三十一 真下慶子	三十三 山上悟
二 検査済証番号 平成十四年十月三日第七〇一七〇号	三 開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年十一月十八日第五七五一号	四 開発行為に含まる地域 香芝市逢坂二丁目五二〇番地ノ四、五二一番地及び五二二番地 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 香芝市烟七丁目一番一〇号 高垣忠孝			

奈良県公報

一 許可番号
平成十四年十月十七日高土第一四一

二 檢査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証

三 開発区域に含まれる地域
北葛城郡新庄町大字南道穂二五番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛城郡新庄町大字南道穂九番地

岡本榮一郎

公 告 牌

奈良県公安委員会告示第115号

道路交通法（昭和35年法律第105
3第4項第1号イの規定により、技能検
技能検定員審査」という。）並びに自動
員審査等に関する規則（平成6年国家公
次のとおり公示する。

二
一
平成十四年十月十七日高士第一四一八号
検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証
開発区域に含まれる地域
平成十
三

開発行為に関する工事の検査済証
平成十四年十一月十二日高士第五六三号
開発区域に含まれる地域
北葛城郡新庄町大字南道穂二五番地ノ一
開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡新庄町大字南道穂二五番
開発許可を受けた者の住所及び氏
北葛城郡新庄町大字南道穂九番地

北葛城郡新庄町大字南道穂九番地
岡本榮一郎

公安局員會告示

奈良県公安委員会告示第115号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ、第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定に関する技能及び知識に関する審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関する審査（以下「教習指導員審査」という。）を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成14年11月26日

奈良県公安局委員会

- 1 実施する技能検定員審査及び教習指導員審査の種類

 - (1) 技能検定員審査及び教習指導員審査（大型）
 - (2) 技能検定員審査及び教習指導員審査（普通）
 - (3) 技能検定員審査及び教習指導員審査（大特）
 - (4) 技能検定員審査及び教習指導員審査（大自二）
 - (5) 技能検定員審査及び教習指導員審査（普自二）
 - (6) 技能検定員審査及び教習指導員審査（牽引）
 - (7) 技能検定員審査及び教習指導員審査（大型二種）
 - (8) 技能検定員審査及び教習指導員審査（普通二種）

2 實施日時及び審査項目

(1) 實施日時

ア 平成15年1月15日（水）から同年1月17日（金）の午前9時から午後5時まで

イ 平成15年1月22日（水）から同年1月24日（金）の午前9時から午後5時まで

(2) 審査項目

技能検定に関する技能並びに知識の審査及び教習に関する技能並びに知識の審査

3 實施場所

奈良県橿原市葛木町120番地の3
奈良県警察本部交通部運転免許課

4 携行品

運転免許証、鉛筆及び消しゴム

5 申請手続及び受付期間

(1) 審査申請書の交付

奈良県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）において交付する。

また、封筒の表に「審査申請用紙請求」と朱書きし、80円切手を貼ったあて明記の返信用封筒を同封の上、運転免許課あて郵送し、交付を受けることができる。

(2) 申込み方法

審査申請書に必要事項を記入し、所定の写真をちょう付した上、直接、運転免許

報公県良奈

平成14年11月26日 火曜日

課に提出すること。この際、受けようとする審査に用いる自動車を運転することができる運転免許証を提示すること。

なお、技能検定員審査等に関する規則第17条に該当する者にあっては、その旨を証明する書面の写しを添付すること。

(3) 受付期間

平成14年12月20日（金）から平成15年1月6日（月）まで（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に定める県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

6 審査手数料

奈良県警察手数料条例（平成12年3月奈良県条例第45号）第10条に定める額とする。

7 その他

申請手続についての問い合わせは、運転免許課（電話番号0744-25-5224）に行うこと。

発行
奈良市登大路町111
電話 ○七四一—一三一—一〇一〇
副印
奈良市三条栄町九一八
電話 ○七四一—三五一七一〇一〇

【記】 1か月 九回印 1部売り 1枚につき十回印（共に送料、消費税別）

本誌は再生紙を使用しています。